

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 203単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1・2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者

~~ビス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1から12までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数~~

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 202単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 302単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 949単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,000単位

注1・2 （略）

（新設）

等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

(新設)

4～6 (略)

3～5 (略)

7 ロが算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 32単位

(2) 医療連携体制加算(II) 63単位

(3) 医療連携体制加算(III) 125単位

(4) 医療連携体制加算(IV)

(一) 看護を受けた利用者が1人 960単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 600単位

(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 480単位

(5) 医療連携体制加算(V)

(一) 看護を受けた利用者が1人 1,600単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 960単位

(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 800単位

(6) 医療連携体制加算(VI)

(一) 看護を受けた利用者が1人 2,000単位

(二) 看護を受けた利用者が2人 1,500単位

(三) 看護を受けた利用者が3人 1,000単位

(7) 医療連携体制加算(VII) 500単位

(8) 医療連携体制加算(VIII) 100単位

(削る)

(削る)

ロ 共同生活援助を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 32単位

6 (略)

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画(指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 600単位

(2) 医療連携体制加算(II) 300単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 医療連携体制加算(III) 500単位

(4) 医療連携体制加算(IV) 100単位

(5) 医療連携体制加算(V) 1,000単位

(6) 医療連携体制加算(VI) 500単位

ロ 共同生活援助を提供する場合

(1) 医療連携体制加算(I) 500単位

(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	<u>63単位</u>
(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	<u>125単位</u>
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	
(一) 看護を受けた利用者が1人	<u>800単位</u>
(二) 看護を受けた利用者が2人	<u>500単位</u>
(三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下	<u>400単位</u>
(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)	500単位
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)	100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4から注8までにおいて「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。

4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問に

(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	<u>250単位</u>
(新設)	
(新設)	

(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位
(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位

注1・2 (略)

3 イの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4、注7及び注8において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。

4 イの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

(新設)

つき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

6 イの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(新設)

7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者又はイの(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定しない。

(新設)

9 イの(7)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

5 イの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

10 イの(8)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

11 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

12 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

6 イの(4)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 イの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

8 イの(6)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

9 イの(5)及び(6)については、イの(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

10 ロの(1)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者を除く。以下この注10及び注11において同じ。)に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 ロの(2)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

14 ロの(4)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

15 ロの(5)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

16 ロの(6)については、喀痰吸引等^{かくたん}が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等^{かくたん}を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

12 ロの(3)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの(4)については、喀痰吸引等^{かくたん}が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等^{かくたん}を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。

2の4～2の7 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(削る)

(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているもの

として都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

~~第9 施設入所支援~~

~~1 施設入所支援サービス費（1日につき）~~

~~イ 利用定員が40人以下~~

- ~~(1) 区分6 459単位~~
- ~~(2) 区分5 387単位~~
- ~~(3) 区分4 312単位~~
- ~~(4) 区分3 236単位~~
- ~~(5) 区分2以下 171単位~~

~~ロ 利用定員が41人以上60人以下~~

- ~~(1) 区分6 360単位~~
- ~~(2) 区分5 301単位~~
- ~~(3) 区分4 239単位~~
- ~~(4) 区分3 188単位~~
- ~~(5) 区分2以下 149単位~~

~~ハ 利用定員が61人以上80人以下~~

- ~~(1) 区分6 299単位~~
- ~~(2) 区分5 251単位~~
- ~~(3) 区分4 201単位~~
- ~~(4) 区分3 165単位~~
- ~~(5) 区分2以下 135単位~~

~~ニ 利用定員が81人以上~~

- ~~(1) 区分6 273単位~~
- ~~(2) 区分5 226単位~~
- ~~(3) 区分4 181単位~~
- ~~(4) 区分3 149単位~~
- ~~(5) 区分2以下 128単位~~

~~ホ (略)~~

として都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

~~第9 施設入所支援~~

~~1 施設入所支援サービス費（1日につき）~~

~~イ 利用定員が40人以下~~

- ~~(1) 区分6 458単位~~
- ~~(2) 区分5 386単位~~
- ~~(3) 区分4 311単位~~
- ~~(4) 区分3 235単位~~
- ~~(5) 区分2以下 170単位~~

~~ロ 利用定員が41人以上60人以下~~

- ~~(1) 区分6 359単位~~
- ~~(2) 区分5 300単位~~
- ~~(3) 区分4 238単位~~
- ~~(4) 区分3 187単位~~
- ~~(5) 区分2以下 148単位~~

~~ハ 利用定員が61人以上80人以下~~

- ~~(1) 区分6 298単位~~
- ~~(2) 区分5 250単位~~
- ~~(3) 区分4 200単位~~
- ~~(4) 区分3 164単位~~
- ~~(5) 区分2以下 134単位~~

~~ニ 利用定員が81人以上~~

- ~~(1) 区分6 272単位~~
- ~~(2) 区分5 225単位~~
- ~~(3) 区分4 180単位~~
- ~~(4) 区分3 148単位~~
- ~~(5) 区分2以下 127単位~~

~~ホ (略)~~